

(別添 4)

上田市若者・移住者・学卒者の就職支援事業 契約保証金について

1 契約保証金の取扱いについて

上田市財務規則第124条の規定により取り扱うこととします。

(1) 納付金額

契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付していただきます。(上田市財務規則第124条第1項)

(2) 契約金額に増減が発生した場合

契約の変更により、契約金額に増減が生じたときは、これに相当する契約保証金を追加納付していただき、又は還付するものとします。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではありません。(上田市財務規則第124条第2項)

(3) 納付の免除

次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合があります。ただし、契約を履行しないときは、免除した金額に相当する額を納付していただく旨を契約の条件としておきます。(上田市財務規則第124条第4項)

ア 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

ウ 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

エ 契約者が次項の(4)により契約保証人を立てたとき。

オ 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。

カ 前各号に定めるもののほか、随意契約による場合において、契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(4) 契約保証人をたてる場合

契約に際し、契約者に代わって契約の履行を保証する者(以下「契約保証人」という。)を立てる義務を負う場合にあっては、当該契約の履行に必要な資力能力を有するものを契約保証人にしなければなりません。(上田市財務規則第125条第1項)